

第5回「医療等分野における番号
制度の活用等に関する研究会」

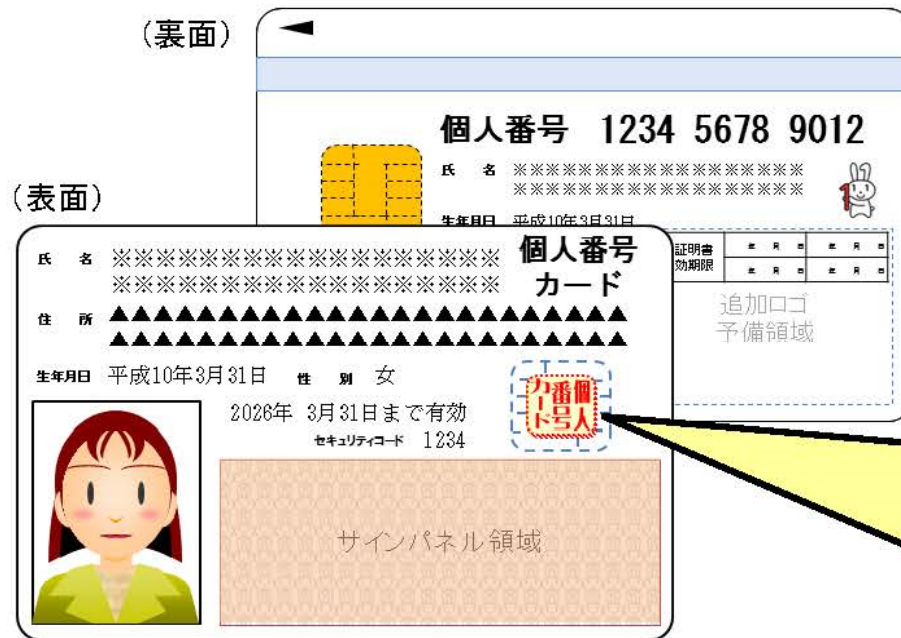
医療等分野における番号制度の 活用等に関する日医意見

2014.10.22
日本医師会常任理事 石川 広己



個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カード**を交付するものとする。(第17条第1項)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。¹
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

基本的な考え方

- 現在の日本における個人情報保護の状況、保護法のスタンスの下で、病歴等の医療情報に唯一無二性（一生涯にわたり 1 人 1 個）のある番号を紐付けることは認めない
- 医療等分野で用いる番号には、オプトアウトの権利と、番号等を一定の条件で変更する権利を付帯するべき

日医意見（１）

- 健康保険証と個人情報カードとの一体化は券面に「個人番号」が記載されている限り認められない
- マイナンバー（個人番号）が医療の分野に入り込むリスクが高い

個人番号カードへの健康保険証（被保険者証）機能の取り込みについて

2014.10.1 日本医師会定例記者会見資料より

- 記号番号を個人番号カードの券面へ記載する場合
 - － 商習慣としてコピーされている
 - － 診察中は窓口に預けることも多い
 - － 法で「個人番号」の目的外利用が禁止されていたとしても、盗難されたり、便利な番号として転記される可能性があり、事実上防ぎようがない
- 記号番号を個人番号カードのICチップに内蔵、もしくはネットワークを介して受け取る場合
 - － 読み取り装置が必要
 - － 被保険者資格の異動が多い
 - － 資格確認とともに、給付、過誤、異動に関する保険者間での調整がまず整備されなければ、患者にも医療機関にもメリットはない

個人番号カードの券面に「個人番号」が記載されている限り、被保険者証機能を付加することは、患者のプライバシーの保護や安心の観点から単純に容認できない

日医意見（２）

- 医療分野専用の医療等IDを導入するのであれば、
所要の法制度を整備することが前提
- IT業者等による医療情報の漏示を罰する法律す
らない現状で医療等IDの導入は拙速に過ぎる

医療等ID

第4回 医療情報分野における番号制度の活用等に関する研究会資料より

(1) ユースケースで比較する番号の整理 (この資料での想定)

①マイナンバー(個人番号)

健康保険証と同じ理由で論外

②医療等分野の見える番号

※医療等分野で利用するための番号として、仮に、マイナンバーとは別に、新たに住民票コード等から、国民1人1番号の見える番号を発行した場合を想定

◎③医療等分野の符号(見えない番号)

※仮に、マイナンバーのリンクコード(機関別符号)を変換する方法等により、国民1人1番号で重複がなく、かつ、番号制度の情報提供ネットワークとはリンクしない、医療等分野で利用される「見えない番号」を発行した場合を想定

④保険者番号+被保険者証の記号・番号

⑤医療機関No. + 患者ID

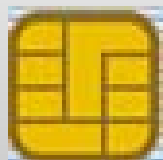
既存の番号

※ユースケースごとに、①～⑤の番号について比較します。

日医意見（３）

- 医療等IDは、見えない番号（符号）を使うべき
 - － 仮にプリントアウトされたとしても覚えきれない文字にすべき
- 医療連携やマイポータル用には、この医療等IDを用いる

d0)Z“y”Inl3bHbx3S4:16^5n5nSRPfUq6O[qY2<t・・・



〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

記号 99999999 番号999
保険者番号 099999999
保険者名称 〇〇〇〇〇〇
保険者所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業所名称 公益社団法人日本医師会

【医療等IDの例】

健康保険証にICチップを埋め込むか、診察券に貼ることの出来る安価なNFCチップに、見えない番号（符号）を埋め込む

日医意見（４）

- 医療等IDは複数個保持することも可能とする
- 病気の種類によって使い分けることができる
 - －（例）うつ病、性病等。また、HIV等差別につながりかねない病歴
- 複数の医療等ID保持や、変更については申請が必要
 - － この場合でも、地域医療連携で医療等IDを用いる場合は、患者との同意の下、地域医療連携関係者へのID変更通知を義務付ける

※ただし、不正利用等（例：薬の不正取得）の防止のため、第三者機関等による監査・番号管理が必要

日医意見（５）

- 医療等IDの保持もしくは利用は強制されない
- すなわち「悉皆性（国民全員がもっていること）」はない
- 地域医療連携や公益研究等で医療等IDが必要な場合は、医療等IDの利用を了承した者を対象とする